

(別紙1)

1. 被扶養者の脱退手続が必要となる例

- (1) 被扶養者が就職（パート・アルバイトを含む）し、就職先から健康保険被保険者証を交付された場合
（就職先の健康保険組合にて被保険者として加入することになるため、新たに被保険者として資格取得した日以降は、当健保の被扶養者として健康保険被保険者証を使用することはできません。）
- (2) 被扶養者が結婚等により他者に扶養される場合
- (3) 被保険者と離婚した場合
- (4) 被扶養者が後期高齢者医療保険に加入した場合
- (5) 被扶養者が死亡した場合
- (6) 被扶養者の収入が次の基準額となる者

A. 60歳未満の被扶養者

収入年額130万円以上（目安として、月額108,334円以上、日額3,612円以上）

B. 60歳以上、または障害年金を受給している被扶養者

収入年額180万円以上（目安として、月額150,000円以上、日額5,000円以上）

注：「収入」とは、給与・公的年金・企業年金等については総支給額であり、失業給付金や傷病手当金等を含みます。自営業者については、売上金から売上原価と当該事業遂行のために最低限必要な経費（直接的経費）を控除した額となります。税法上の所得金額とは異なりますのでご注意ください。

2. 被扶養者の脱退手続について

- (1) 「健康保険被扶養者脱退届」を当健保のホームページからダウンロードのうえ作成し、当該健康保険被保険者証とともに当健保へ送付して下さい。
- (2) 被扶養者資格喪失日以降に当健保の健康保険被保険者証を使用して医療機関等で受診した場合は、医療費を返納していただくこととなりますのでご注意ください。

以上